

地域再生計画認定申請マニュアル (抜粋版)

- ・ 地方創生推進交付金
- ・ 地方創生応援税制
- ・ 生涯活躍のまち形成事業

平成 28 年 4 月 21 日

内閣府 地方創生推進事務局

I 地域再生法の認定制度に基づく特別の措置

1 まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）の活用

1-1 地方創生推進交付金：【A3007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、先導的な取組を支援します。

② 支援措置の内容

地方版総合戦略に基づく、先導的な事業に必要な経費として、交付金を交付します（交付期間はおおむね五箇年度以内）。

【支援措置の対象となる事業】

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む先導的な事業が対象となります。

なお、そのうち、道、污水处理施設、港の整備事業について、それぞれ以下1-2、1-3、1-4に示します。

【適用要件】

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業であることに留意して下さい。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

v 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した

推進主体であることが望ましい。

vi 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

vii 事業が先導的であると認められるその他の理由

③ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の認定の申請書（府令別記様式第1）に当該申請主体（港務局にあっては、当該港務局を設立した地方公共団体）が策定した地方版総合戦略のうち、少なくとも、地域再生計画に記載して交付金の交付を受けようとする事業との関連性がわかる部分の抜粋を添えて、認定申請を行って下さい。

なお、複数の地方公共団体が共同で認定申請を行なおうとする場合は、その全ての団体が策定した地方版総合戦略と事業との関連性がわかる部分の抜粋等を添えて、認定申請を行っていただく必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず事業の実施主体となる者が作成する必要があります。

○ 地域再生計画への記載事項のうち、道、污水处理施設、港の整備事業を除く事業の部分については、交付金の交付申請のために作成する事業実施計画（地方創生推進交付金制度要綱の第5に定める書類）に記載する内容と整合性が取れたものとする必要があります。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる事業ごとに記載してください。（なお、道、污水处理施設、港の整備事業については、1-2、1-3、1-4を参照してください。）

- i 地域再生計画を作成する地方公共団体の名称
- ii 交付対象事業の名称及び内容
- iii 当該事業が先導的であると認められる理由
- iv 交付対象事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
- v 評価の方法、時期及び体制
- vi 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- vii 事業実施期間
- viii その他必要な事項

⑤ 地域再生計画の変更

道、污水处理施設、港の整備事業以外の事業を記載した、地域再生計画の変更については、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更若しくは交付金対象事業費の

2割以内の増減であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。なお、事業期間の変更（特に、事業期間を延長するもの）については、1年以内のものであっても、原則、認められませんのでご留意願います。

⑥ その他の必要な事項

その他の必要な事項については、別途通知等によりお示しします。

1-2 うち道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）：【A3008】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域において関連性を有する市町村道、広域農道又は林道の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

市町村道、広域農道又は林道の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間はおおむね五箇年度以内）

- 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（市町村道、広域農道、林道）の整備に充てることも可能です。
- 事業を進めていく上で、例えば用地買収が不調に終わるなどの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続を不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

地域の道路ネットワークを構成する市町村道、広域農道、林道が対象となります。

市町村道：道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市町村道（過疎地域自立促進特別措置法等の規定による都道府県の権限代行事業により整備されるものを含む。）

広域農道：農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県又は市町村が整備する広域営農団地農道

林道：都道府県又は市町村が整備する森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画に定める林道

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

③ 支援措置に係る必要な手続

- 市町村道にあっては、市町村の認定路線となっている必要があります。
- 広域農道にあっては、土地改良法に基づく実施手続を了している必要があります。

す。

○ 林道にあっては、地域森林計画に記載されている必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の「地域再生を図るために行う事業」の項目に③の手続の経緯を簡潔に記載してください。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。
(都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる2以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。)

○ 市町村が実施する林道事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。

○ 道整備交付金の目標に関する事項を記載する場合は、定住人口の促進、農業振興、森林整備、観光・交流拠点施設へのアクセス改善等のような地域再生計画に係る定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（市町村名を記載）
- ・ 事業期間（おおむね5箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る数量を延長により記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。指導監督費は除く。）
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている関連する道路網と整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入） など必要な書類

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月の他必要に応じて適宜

- ⑦ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更に
ついては、変更の認定を受ける必要があります。

1-3 うち污水处理施設の整備事業（地方創生污水处理施設整備推進交付金）：【A
3009】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の自主性・裁量性による公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間はおおむね五箇年度以内）

○ 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）の整備に充てることも可能です。

○ 事業を進めていく上で、例えばある施設の整備が順調にいかなくなったなどの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続を不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型及び個人設置型）が対象となります。

公共下水道 ：下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に定める公共下水道

農業集落排水施設：農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）の別紙10-1及び10-2に定める実施要件を満たす農業集落排水施設。

漁業集落排水施設：農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）の別紙21に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設

浄化槽 ：循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知）及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる 2 以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。(農業集落排水施設と漁業集落排水施設の組み合わせはいずれも集落排水施設であるため、2 の施設とカウントできません。)

③ 支援措置に係る必要な手続

- 公共下水道にあつては、下水道法第 4 条に定める事業計画を策定しておく必要があります。
- 農業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 10-1 及び 10-2 に定める手続を了しておく必要があります。
- 漁業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 21 に定める事業計画書を作成し、提出しておく必要があります。
- 浄化槽にあつては、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に定める要件を満たしている必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類
特にありません。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。
- 污水处理施設整備交付金の目標に関する事項を記載する場合は、污水处理人口の普及率のほか、河川への水質改善、定住人口や観光交流人口の増加、農業生産高の向上などのような定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類(浄化槽については個人設置型又は市町村設置型の区分まで)ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域(〇〇市〇〇地区のように記載)
- ・ 事業期間(おおむね五箇年度以内で記載)
- ・ 整備量(事業期間に係る数量を記載。浄化槽にあつては、事業期間内の基数

の合計（個人設置型・市町村設置型を合わせたもの）を記載）

- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。事務費込み（浄化槽）。指導監督費は除く。（従来の補助制度の補助対象外（単独事業分）は外数として記載。個人設置型浄化槽の市町村上乗せ分は記載不要。））
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入。事業区域に処理場が存在する場合や計画に含まれる場合はその位置も記入。） など必要な書類

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月の他必要に応じて適宜

- ⑦ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更に
ついては、変更の認定を受ける必要があります。

1-4 うち港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）：【A3010】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の交流促進や防災安全といった地域レベルで共通する課題に適切に対応するために必要となる地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間はおおむね五箇年度以内）

- 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（港湾施設、漁港施設）の整備に充てることも可能です。
- 事業を進めていく上で、例えば気象条件等による施工計画・工法変更などの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続を不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

地域の利用が主体となっている地方港湾、第一種漁港又は第二種漁港における以下の港湾施設及び漁港施設が対象となります。

地方港湾：港湾法（昭和25年法律第218号）第43条第3号から第5号までに掲げる港湾施設

第一種漁港又は第二種漁港

：漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号及び第2号イ、ハ（公共施設用地に限る。）、ル、ヲ、カの漁港施設

【適用要件】

港湾施設と漁港施設の両施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

③ 支援措置に係る必要な手続

- 港湾施設にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取（港湾計画を作成している場合）その他の所要の調整を了している必要があります。
- 漁港施設にあつては、別に漁港施設用地等利用計画の協議その他の所要の調整

を了している必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特にありません。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる地方公共団体（一部事務組合や港務局といった港湾管理者を含む。）が作成する必要があります。（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる2以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。）

○ 市町村が実施する漁港施設整備事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。

○ 港整備交付金の目標に関する事項を記載する場合は、放置艇の減少隻数のような地域レベルで港湾と漁港を一体的に整備する共通の定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類（港湾施設、漁港施設の別）ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（港湾区域、漁港区域のみを対象とする場合は「〇〇市の区域の一部（〇〇港及び〇〇漁港）」、背後圏を含めて指定する場合は「〇〇市の全域」のように記載）
- ・ 事業期間（おおむね五箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る外郭施設、係留施設等交付要件に該当する施設名（港湾法第2条第5項並びに漁港漁場整備法第3条第1号及び第2号に掲げる施設）を記載。数量は記載しない。）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。指導監督費は除く。）
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整

備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、施設の名称、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入) など必要な書類

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月の他必要に応じて適宜

- ⑦ 地域再生計画の変更について
地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの(軽微な変更)以外の変更に
ついては、変更の認定を受ける必要があります。

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附に係る課税の特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

2-1 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（内閣府）：【A2007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があります。そのため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を創設しました。

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、当該法人に対する課税の特例措置を設けるものです。

② 認定申請を行う主体

以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独で申請することが可能です。

A) 都道府県 地方交付税の不交付団体であること

B) 市町村 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域（※）とされていること

（※）首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等

③ 対象となる事業

（１） 地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）の設定、評価方法（PDCA サイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象となります。

（２） 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、原則として地方創生応援税制の対象外としています。ただし、下記の i ～ iii の要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体が iv ～ x の運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。

【基金の要件】

- i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。
- ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであること。
- iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出見込み額が積算できるものであること。

【運営管理】

- iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。
- v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を5割以下とすること。
- vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。
- vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、当該年度の支出見込み額、当該年度の支出額、支出総額、寄附の累積総額、基金残額を国へ報告すること。
- viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回る恐れがあると判断される場合は、事業の内容について国が行う助言・指導に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。
- ix viiiの助言・指導が行われた年度の翌年度以降、2年度を経て、なお改善が見られない場合は、改善が見られないと判断された年度の翌年度以降の認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。
- x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、その年度の翌年度以降の認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

④ 支援措置に係る必要な記載事項及び必要な手続き

(1) 必要な記載事項

認定申請に当たっては、地域再生計画認定申請書のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、別記様式第1のとおり下記の項目を記載してください。

- a. 事業名
- b. 事業区分
- c. 事業の目的・内容
- d. 当該団体の地方版総合戦略における位置付け
- e. 事業の実施状況に関する客観的な指標（K 重要業績評価指標（KPI））
- f. 事業費
- g. 寄附の見込み額
- h. 事業の評価の方法（PDCA サイクル）
- i. 事業期間

※複数の事業を申請する場合には、これらの項目を事業ごとに区分して記載するようにしてください。

(2) 認定申請に当たって必要な書類

認定申請を行う地方公共団体の地方版総合戦略を添付してください。

※関連部分を抜粋するなど、地方版総合戦略における、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の位置付けがよくわかる形で提出してください。

(3) 法人からの寄附の受領

認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の執行後、事業費が確定した後に、寄附額が事業費を超えない範囲で受領してください。ただし、実際の支払いを伴わない、法人からの寄附の申し出については、事業の企画立案から事業の実施完了にいたるまで、いずれの段階でも受け入れることができます。

(4) 寄附を行った法人に対する領収書の交付

認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対して寄附を受領したことを証する書類を交付してください。

(5) 事業実施後の報告

まち・ひと・しごと創生寄附事業の完了後、KPI（事業の実施状況に関する客観的な指標）、事業費及び関連する寄附額を別記様式第2-1により報告してください。

また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、事業年度ごとに、これらの事項を報告する必要があります（基金への積立てを行う場合は、別記様式第2-2により報告）。

⑤ 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものです。現行の地方公共団体に対する法人の寄附である損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

A) 法人住民税

寄附額の2割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

B) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

C) 法人事業税

寄附額の 1 割を税額控除（法人事業税額の 20%が上限）

⑥ 実施期間

本税制の適用期限である平成 31 年度までの事業を申請可能です。ただし、複数年度を事業期間とする計画を提出するにあたっては、年度ごとに事業費、寄附の見込額及び KPI の目標値を区分して記載する必要があります。

⑦ 地域再生計画の変更について

事業費の 2 割以内の増減であってやむを得ないと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑧ 認定地方公共団体の行為の制限

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはなりません。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

1 事業名：

2 事業区分：

3 事業の目的・内容
(目的)

(事業の内容)

4 地方版総合戦略における位置付け

5 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

事業		年月
KPI		
申請時		
初年度		
2 年目		
3 年目		
4 年目		

6 事業費

(単位：千円)

	年度	
	事業費計	
区分		

7 寄附の見込額

(単位：千円)

	年度	
	事業費計	
	寄附額計	
寄附法人		

8 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

（効果検証の方法・体制）

（効果検証の時期）

9 事業期間：平成 年 月～平成 年 月

【様式第 1 の記載要領】

1 事業名：事業の趣旨が明確な名称を記載してください。

2 事業区分：下記の事業分野から選択してください。

・地域産業の振興	・観光業の振興	・農林水産業の振興
・ローカルイノベーション	・人材の育成・確保	・移住・定住促進
・生涯活躍のまち	・少子化対策	・働き方改革
・小さな拠点	・まちづくり (コンパクトシティ等)	・その他

※複数の事業分類に該当し得る場合は、最も関連性が強いと考えられるものを選択してください。

3 事業の目的・内容：認定を受けようとする事業の目的・内容を端的に記載してください。

4 地方版総合戦略における位置付け：地方版総合戦略において、どの施策に当たる事業であり、基本目標や KPI にどのように寄与するのかを明らかにする程度の記載が必要です。

5 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））：下記を参考にアウトカムベースの重要業績評価指標（KPI）を設定してください。

＜適切と考えられる KPI の例＞

- ・雇用者数〇〇人増
- ・移住者数〇〇人
- ・出生数〇〇人 等

＜不適切と考えられる KPI の例＞

- ・住民の満足度を向上
- ・〇〇施設設計計画を策定
- ・補助申請件数〇〇件 等

6 事業費：予算書の節の区分ごとに事業費を記載してください。

※複数の事業を包括するプロジェクトに関し、そのうちの 1 つの事業を「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として」認定申請を行う場合には、地方創生応援税制を活用する事業の事業費のみ記載してください。

- 7 寄附の見込額：申請時点において、1件以上の寄附の見込みが立っている必要があります。また、地域再生計画に記載された内容は公表されますので、個別の社名を記載されることについて企業との関係で差しさわりのある場合には、製紙業、自動車メーカーなどと記載してください。
- 8 事業の評価の方法（PDCA サイクル）：効果検証の方法、体制については、行政以外の第三者を参画させてください。
検証時期については、事業完了後、速やかに行われるようにしてください。また、実施期間が複数年度にわたる事業については、毎年度検証することとしてください。
- 9 事業期間：事業期間が複数年度の事業を申請する場合は、本税制の適用期限である平成31年度までの事業を申請可能です。

様式第2－1

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告

年 月 日

内閣総理大臣殿

(都道府県市町村) 名

平成 年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施状況について地域再生法施行規則第十四条第二項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

KPI	(単位)	申請時	→	目標値	実績値
	()		→		
	()		→		

2 事業費及び関連する寄附額

事業名			
(歳出)	(千円)	(歳入)	(千円)
歳出計		歳入計	
		地方創生応援税制の適用のある寄附金	
		上記以外の財源	

3 寄附の実績

(単位：千円)

	年度	
	事業費計	
	寄附額計	
寄附法人		

様式第 2－2（様式第 2－1 と併せて提出すること）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告（基金）

年 月 日

内閣総理大臣殿

（都道府県市町村）名

平成 年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（基金への積立て事業）の実施状況について、下記のとおり報告します。

1. 基金の名称（設置条例の名称） (条例)

2. 運営管理の状況

	支出 見込額 （千円） a	積立額			支出額 （千円） e	執行率 （%） f = e/a	基金残額 （千円） g
		（千円） b	うち 寄附額 （千円） c	積立額に占める寄附額の割合（%） d = c/b			
平成 28 年度							
平成 29 年度							
平成 30 年度							
平成 31 年度							
平成 32 年度							
平成 33 年度							
平成 34 年度							
平成 35 年度							
平成 36 年度							
平成 37 年度							
合計							

注 1) この様式における寄附とは、地方創生応援税制の適用を受ける寄附とする

注 2) 地方創生応援税制が適用された寄附の全額が支出されるまで、この報告書を提出すること

注 3) 積立額に占める寄附額の割合は、各年度において 5 割以下とすること

7 生涯活躍のまち形成事業計画の作成

7-1 生涯活躍のまち形成事業（内閣府、厚生労働省）：【A3011】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

近年、東京圏への人口集中が進む中で、地方創生の観点から、地方への新しいひとの流れを作ることが重要な課題となっています。内閣官房の意向調査によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定又は移住を検討したいと考えている人は、50代では男性50.8%、女性34.2%、60代では男性36.7%、女性28.3%となっており、中高年齢者において都会から地方への移住の希望が強い傾向にあります。

このような中高年齢者の希望を実現し地方移住の推進を図る観点、「まちなか」居住や地域・多世代交流を支援する観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療や介護を受けることができるようなコミュニティづくりを目指す「生涯活躍のまち」構想を推進することが「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定・平成27年12月24日改訂）に位置付けられました。

法第5条第4項第8号に規定された生涯活躍のまち形成事業は、このようなコミュニティづくりを地域再生計画の枠組で推進するものです。

② 支援措置の内容

生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て、生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができます。このとき、生涯活躍のまち形成事業計画に法第17条の14第4項各号に規定される事業者に関する事項等を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例（法第17条の18）、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（法第17条の22）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（法第17条の23）、旅館業の許可に関する旅館業法の特例（法第17条の24）を受けることができます。

I 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可（無償の場合は届出）を受ける必要がありますが、法第17条の18第1項の職業安定法の特例は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その許可や届出を不要とする特例です。

この特例を利用する場合は、委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、その事項について厚生労働大臣の同意を得る必要があります。

Ⅱ 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 22 の老人福祉法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができます。

この特例を利用する場合は、有料老人ホームを設置する事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載する必要があります。

Ⅲ 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

介護保険給付の対象となる介護サービス事業を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第 17 条の 23 の介護保険法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、居宅サービス、介護予防サービスについては都道府県知事の同意を得る必要があります。

Ⅳ 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

旅館業を行う場合は、都道府県知事の許可を得る必要がありますが、法第 17 条の 24 の旅館業法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された旅館業の事業者については、旅館業の許可があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、都道府県知事の同意を得る必要があります。

③ 支援措置に必要な手続

Ⅰ 地域再生計画への生涯活躍のまち形成事業の記載

生涯活躍のまちを地域再生計画の枠組で推進しようとする都道府県・市町村は、まず、法第 5 条第 4 項第 8 号「生涯活躍のまち形成事業」に関する事項について記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。本マニュアル（総論）第 3 章の 3－2 の 2）及び「生涯活躍のまち」構想に関する手引きを参照して作成してください。

Ⅱ 生涯活躍のまち形成事業計画について

生涯活躍のまち形成事業計画は、生涯活躍のまち形成事業の実施に関する具体的な計画を作成するもので、上記Ⅰの地域再生計画の認定を受けた市町村が、後述する地域再生協議会の協議を経て作成します。

i 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第 17 条の 14 第 3 項各号）

(1) 生涯活躍のまち形成地域の区域（法第 17 条の 14 第 3 項本文）

生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載します。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付すること考えられます。

(2) 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策（法第 17 条の 14 第 3 項第 1 号）

生涯活躍のまち形成地域における中高年齢者の健康でアクティブな生活を推進するため、認定市町村が行う社会的活動への参加の推進のための施策について記載してください。社会的活動には、就業や生涯学習以外にもボランティアなど幅広い活動が含まれます。法においては、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励が例示されています。

(3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅及び当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 2 号）

生涯活躍のまち形成地域において実際に整備する高齢者向け住宅の種類や数を特定するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずる施策について記載してください。

高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが例示されていますが、それ以外にも高齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。

なお、生涯活躍のまち形成事業計画において、サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてことができます。詳しくは、Ⅱ地域再生計画と連動した支援措置の 1—9 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定【B3002】をご参照ください。

(4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 3 号）

生涯活躍のまち形成地域での継続的なケアを確保するため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。提供すべき介護サービスとして、法では、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業が例示されていますが、それ以外の介護保険に係る保健医療サ

ービス及び福祉サービスも含まれます。生涯活躍のまち形成地域における認定市町村における地域包括ケアシステムの構築との連携について記載することも想定されます。

- (5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 4 号）

生涯活躍のまちへの移住や住み替えを希望する中高年齢者の来訪や滞在を促進するための施策について記載してください。法では、情報の提供、便宜の供与が例示されています。

- (6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 5 号）

上記(2)から(5)までに掲げる施策以外に、都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター等や地域の教育機関等の関係機関との協力により実施する事項があれば記載してください。

イ 任意記載事項（法第 17 条の 14 第 4 項各号）

法第 17 条の 18、第 17 条の 22 から第 17 条の 24 までの特例を利用する場合は、以下の必要事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載してください。

- (1) 労働者の募集に従事する事業協同組合等に関する事項

法第 17 条の 18 の特例を利用する場合は、委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項を記載してください。

- (2) 有料老人ホームを整備する事業者に関する事項

法第 17 条の 22 の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業について、事業の実施主体、当該有料老人ホームの所在地、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

- (3) 介護サービス事業者に関する事項

法第 17 条の 23 の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において介護サービスを提供する事業について、事業の実施主体、事業所の所在地、介護サービスの種類、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

なお、特例の対象となる介護サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業（第一号介護予防支援事業を除く。）です。このうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は特例の対象とはなりません。

(4) 生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関する事項

生涯活躍のまち形成地域において、お試し居住などの宿泊を伴う事業を行う場合、その事業が旅館業に該当すれば、旅館業の許可を必要となります。このようなとき、法第 17 条の 24 の特例を利用する場合は、当該事業について、事業の実施主体、宿泊の用に供する施設の所在地、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

ii 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

生涯活躍のまち形成事業は、住宅や介護、就労や生涯学習といった様々な分野にわたる複合的な事業であり、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第 17 条の 14 第 1 項及び第 2 項）。

ア 地域再生協議会の構成員（法第 17 条の 14 第 2 項及び厚労省令第 1 条）

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

- (1) 地方公共団体
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (4) 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）
- (5) その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）

が構成員となるとされていますが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、

- (6) 都道府県知事
 - (7) 法第 17 条の 24 の旅館業の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 1 項各号に規定される者
 - (8) 法第 17 条の 23 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）
- を構成員として加えた協議会で協議する必要があります。

イ 地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の提案

認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行うものとして、認定市町村に指定された地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案を行うことができます（法第 17 条の 15 第 1 項）。

ウ 委託募集の特例、居宅サービス事業等に係る指定の特例、旅館業の許可の特例を利用する場合の関係行政庁の同意

法第 17 条の 18 の特例を利用する場合は、上記 i のイ(1)労働者の募集に従事す

る事業協同組合等に関する事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画について、厚生労働大臣の同意を、法第 17 条の 23 第 1 項（居宅サービス）及び第 3 項（介護予防サービス）の特例、法第 17 条の 24 の特例を利用する場合は、上記 i のイ(3)、(4)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画について、都道府県知事の同意を得ることとされています。

エ 生涯活躍のまち形成事業計画の公表

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表し、かつ関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければなりません（法第 17 条の 14 第 14 項）。関係行政機関の長及び関係都道府県知事は、上記ウにおいて同意をした関係行政庁を想定しています。法第 17 条の 18 から第 17 条の 24 までの特例を利用する場合、この公表の日から特例の効力が生じます。

オ 指定訪問看護事業者に係る通知

訪問看護の事業を行う者について上記ウの同意をし、生涯活躍のまち形成事業計画の公表について上記エの通知を受けた都道府県知事は、その者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定があったものとみなされた旨を、地方厚生（支）局長に通知する必要があります。

これは、訪問看護の事業を行う者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定があった場合には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 89 条第 2 項の規定により、同項ただし書の別段の申出がない限り、同法第 89 条第 1 項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされることとされているためです。

なお、健康保険法第 89 条第 2 項ただし書の別段の申出は、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する段階で、事業者から、訪問看護の事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出する必要があります。

④ 地域再生計画及び生涯活躍のまち形成事業計画の記載に当たって留意すべき事項

- ・ 生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指すものであり、法第五章の特例措置を利用しない場合も原則として(1)中高年齢者の社会的活動への参加の推進、(2)高年齢者向け住宅の整備、(3)介護サービスの提供体制の確保、(4)中高年齢者の来訪・滞在の促進といった施策が行われる必要があります。地域再生計画にはそれぞれに対応する事業内容を記載することが想定されます。
- ・ 事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、事業主体が決まることが見込まれること、事業の実施

スケジュールが明確であることが求められます(地域再生基本方針５の１)②及び③)。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

1－9 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）：【B3002】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

「生涯活躍のまち構想」の実現を図るため、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅について、市町村独自の入居者要件を定めることができることとします。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の供給にあたっては、新規に建設するものだけでなく、空き家等の既存ストックの活用も有効ですが、生涯活躍のまち形成事業として既存ストックを活用してサービス付き高齢者向け住宅の事業を行う場合も、支援措置の対象です。

② 支援措置の内容

認定地域再生計画に記載された生涯活躍のまち形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてします。

③ 支援措置に係る必要な手続

認定市町村が、生涯活躍のまち形成事業計画において、生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を記載することが必要です。

生涯活躍のまち形成事業計画の作成や変更の際には、都道府県知事等を構成員とする協議会の協議を経る必要があります。特に、指定都市・中核市以外の市町村においては、都道府県知事がサービス付き高齢者向け住宅の登録や指導監督を行うこととなるため、協議会の場等において、認定市町村と都道府県とで、入居者要件のほか、実際の入居者の当該要件への適合性に係る指導監督の方法についても、協議を行う必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。（なお、本支援措置の適用を受けるためには、地域再生計画の認定とは別に、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する必要があります。）

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

生涯活躍のまち形成事業計画においてサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定める際には、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従う必要があります。当該基準の概要は、以下のとおりです。

- ① 認定市町村の区域内の60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行うこと。

- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行ってはいけない）。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：省令

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）第 3 条
- ・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の
国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準
（平成 28 年国土交通省・厚生労働省告示第 1 号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

本支援措置の適用を受けないサービス付き高齢者向け住宅の入居対象者は、以下のとおり。

- ① 60 歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者
- ② 上記の者と同居する配偶者等

○ 地域再生協議会について

1 地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています（法第 12 条第 1 項）。

平成 24 年 9 月からは、構成員として新たに地域再生推進法人が加わりました（法第 12 条第 2 項第 2 号）。

なお、平成 20 年 5 月からは、地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）が、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請できるようになりました（法第 12 条第 5 項）。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります（法第 12 条第 6 項）。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第 12 条第 7 項）。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

2 地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書面を提出することにより、行うものとします。

- (1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
- (2) 協議会に加えるべき者の案
- (3) 協議会における協議項目の概要

3 地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取組全般について協議会の構成員の間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊

重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています。（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）

4 地域再生協議会の構成員について

① 必須の構成員

- (1) 地域再生計画の作成主体である地方公共団体
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（株式会社、地域の大学、特定非営利法人、地域再生支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関等）

② 事業内容に応じて参加する構成員

- (1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者（地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、地域で活動する特定非営利活動法人、都道府県公安委員会、地元商店街又は地域住民、医師会などの地域の医療・介護関係者等）
- (2) その他当該地方公共団体が必要と認める者（地域再生に知見を有する有識者等）

※ 地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するに当たっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③ 構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に自己を構成員として加えるよう申し出ることができます（法第12条第8項）。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応ずることとなります（法第19条第9項）。

④ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成に係る構成員

生涯活躍のまち形成事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 法第 17 条の 24 の旅館業の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 1 項各号に規定される者
- (3) 法第 17 条の 23 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）

⑤・⑥ （略）

5 その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担等については、協議会が定めることとされています。

○ 地域再生推進法人について

1 地域再生推進法人の指定について

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次項の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができます（法第19条第1号）。

また、地方公共団体は、地域再生推進法人を指定したときは、以下の事項について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第19条第2項）。

- (1) 地域再生推進法人の名称
- (2) 地域再生推進法人の住所、事務所の所在地

なお、地域再生推進法人が上記(1)、(2)を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出る必要があり、地方公共団体の長はその届出があったときは、同じく公表することとされています（法第19条第3項及び第4項）。

2 地域再生推進法人の業務について

地域再生推進法人は以下の業務を行います。

- (1) 地域再生の事業を行うものに対し、情報の提供、相談その他の援助を行う
- (2) 地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加する
- (3) 地域再生計画に記載された事業に有効に活用できる土地の取得、管理及び譲渡を行う。
- (4) 地域再生推進に関する調査研究を行う
- (5) その他、地域再生の推進のために必要な業務を行う

3 地域再生推進法人の範囲について

法第19条に定める「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人」の例は下記のとおりです。（ ）書きは根拠法令。

- 一般社団法人・財団法人（一般社団・財団法人法）
- 公益社団法人・公益財団法人（公益法人認定法）
- 特例民法法人（民法）
- 学校法人・準学校法人（私立学校法）

- 国立大学法人（国立大学法人法）
- 公立大学法人（地方独立行政法人法）
- 社会福祉法人（社会福祉法）
- 医療法人（医療法）
- 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- 農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法）
- 商工会（商工会法）
- 商工会議所（商工会議所法）
- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会（森林組合法）